

国際活動教育隊の組織及び編成に関する訓令

陸上自衛隊訓令第5号

国際活動教育隊の組織及び編成に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

防衛大臣 久間 章生

## 国際活動教育隊の組織及び編成に関する訓令

改正 平成30年3月26日省訓第15号

(趣旨)

第1条 この訓令は、国際活動教育隊（以下「教育隊」という。）の任務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 教育隊は、陸上自衛官に対し、国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動（以下「国際平和協力活動」という。）に陸上自衛官が従事するに当たり必要な知識及び技能を習得させるための基本教育を行うとともに、陸上自衛隊の部隊が行う国際平和協力活動に係る練成訓練の支援を行うことを任務とする。

(教育隊長)

第3条 教育隊の長は、国際活動教育隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 隊長は、その指揮系統に従い、陸上総隊司令官の指揮監督を受け、教育隊の隊務を統括する。

(教育隊の編成)

第4条 教育隊に、隊本部、次の3科及び教育支援小隊を置く。

共通教育科

評価支援科

研究科

教育支援小隊

(隊本部)

第5条 隊本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関する事。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。

(3) 組織、定員及び定数に関する事。

(4) 人事に関する事。

(5) 教育隊に所属する隊員の教育訓練に関する事。

- (6) 福利厚生に関すること。
- (7) 保健衛生に関すること。
- (8) 記録及び統計に関すること（共通教育科の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 物品の調達計画、保管及び配分に関すること
- (10) 給養に関すること。
- (11) 施設の維持及び管理に関すること。
- (12) 車両の運用に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、各科及び教育支援小隊の所掌に属しない事項に関すること。

（共通教育科）

第6条 共通教育科は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際平和協力活動に係る基本教育に関すること。
- (2) 前項に規定する基本教育に関する記録及び統計に関すること。
- (3) 教材に関すること。
- (4) 学生（教育隊に基本教育を受けるため入隊している陸上自衛官をいう。）の規律及び指導に関すること。

（評価支援科）

第7条 評価支援科は、国際平和協力活動に係る練成訓練の計画の作成及び実施の評価の支援に関する事務をつかさどる。

（研究科）

第8条 研究科は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際平和協力活動に係る基本教育及び練成訓練並びに装備品の改善に関する調査研究に関すること。
- (2) 図書に関すること。

（教育支援小隊）

第9条 教育支援小隊は、国際平和協力活動に係る基本教育及び練成訓練の実施の支援に関する事務をつかさどる。

（駐屯地業務隊との関係）

第10条 隊本部、各科及び教育支援小隊の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

（科長）

第11条 科に、科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

（教育支援小隊長）

第12条 教育支援小隊に、教育支援小隊長を置く。

2 教育支援小隊長は、隊長の命を受け、教育支援小隊の隊務を掌理する。

（委任規定）

第13条 この訓令に定めるもののほか、教育隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成30年3月26日防衛省訓令第15号）（抄）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。